

愛媛県報

発行愛 媛 県

令和5年2月17日金曜日 第383号

************************************	〉目	次	\Diamond			
	告	示				
自衛官候補生の採用試験					(総務管理課)88
指定自立支援医療機関の指定(2件)					(健康増進課)88
指定自立支援医療機関の所在地の変更					(")89
大規模小売店舗の新設の届出の概要等					(経営支援課)89
同意の成立(漁獲共済)					(漁政課)90
道路の供用開始(県道松山空港線)				(中予	地方局管理課)90
開発行為に関する工事の完了				(中予地方	局建築指導課)90
道路の区域変更(一般国道 441 号)				(南予地方局西	予土木事務所)90
道路の供用開始(")				(7)91
	公	告				
可应同日上坐上达为上板、					/ 	
愛媛県県立学校校務支援システム構築及び運用・保守業務委託					(13111111111111111111111111111111111111	•
愛媛県県立学校グループウェア構築及び運用・保守業務委託					•	•
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託				(警	祭本部会計課)93
	監査	[公表				
包括外部監査結果に基づく措置の公表					(監査事務局)94
	教育委	員会告示				
愛媛県指定有形文化財の指定				,	サルサクギ=) OF
愛媛宗拍足有形又化別の拍と				(义10的 体 读 际)95
	教育委	員会訓令				
愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令					(教育総務課)95
	雑	報				
危険物取扱者試験の実施に関する公示				(消	防防災安全課) 96
消防設備士試験の実施に関する公示						-
						,
この県報に掲載される入札告示、落札者等の	告示及	び入札	公告は、	、WTOに基づく政府調達に	こ関する協	定の
適用を受けるものである。						

○愛媛県告示第163号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官 候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

試	験	期	日	試	験	場	の	位	置	試	験	場	の	名	称	担	当	X	域
筆記試験 (WEB) 令和5: から令 24時の	試験) 年2月 和5年	27日(3月1	月)0時 日(水)	任意のは	易所					任意の均	易所					県内全域			
口述試験。	及び身 年 3 月	体検査 4日(±)	松山市區	有梅本	町乙1	15番5	也		陸上自衛	前隊松	山駐耳	三地			県内全域			

○愛媛県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自

立支援医療機関を指定した。

令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	1/n	55	/-	+44-	P	引 設 者		担当しようとする	指定年月日
1	称	PII	111	地	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	医療の種類	拍走千月口
ハッピー薬原	局東垣生店	松山市東	垣生町	「171番地	株式会社ハッピーファー マシー	松山市東垣生町497番地	代表取締役 新野和幸	精神通院医療(薬 局)	令和5年 2月13日

○愛媛県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

	指	定訪問看護事業者等		訪問看護	ス	テーション		担当しようとする	指定年月日	
名	称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 移	ĸ	所	在	地	医療の種類	相处千月口
ばりなす合同会社		今治市中寺771番地 2	代表社員 大河内 典 子	訪問看護ステーション りなす	ば	今治市東門 地63号	町5丁	目13番	精神通院医療	令和5年 1月6日

○愛媛県告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医 療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称		所	7	Έ	地		担当する医療の	変 更
₽	小小	変	更	前	変	更	後	種類	年月日
訪問看護 ション仁 ~	ステー ~ じん	西条:	市周 2 F	布212 -	西条i - 4 ナン	市大町 F U ト202	IJ1695 ごルテ !号	精神通院医療	令和5年 2月1日

○愛媛県告示第167号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フジ志津川店

東温市志津川南六丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 尾﨑 英雄

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社レデイ薬局

松山市南江戸四丁目3番37号 代表取締役 白石 明生 株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 山口 普

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和5年9月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,557平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 116台
 - イ 駐輪場の収容台数 46台
 - ウ 荷さばき施設の面積 418平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 28.6立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

株式会社レデイ薬局

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 株式会社フジ・リテイリング

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前8時45分から午後11時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数5箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設 1 ・ 2

午前6時から午後10時まで

荷さばき施設3

午前6時から午前8時45分まで

2 届出年月日

令和5年1月31日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第168号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合する と認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

X	域	区	分
川之江区域(協同組合の地 旧川之江漁業 地区)	愛媛県漁業 区のうち、 協同組合の	瀬戸内海において、2 き網を使用して営む漁 合計総トン数が10トン の	隻以上の漁船により船び 食業であって、当該漁船の 以上20トン未満であるも
三島区域(愛 同組合の地区 三島漁業協同	媛県漁業協 のうち、旧 組合の地区)	き網を使用して営む油	隻以上の漁船により船び 競業であって、当該漁船の 以上20トン未満であるも

○愛媛県告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	松	山空港	線	松山市南江戸五丁同市南江戸五丁							令和5年2月17日

○愛媛県告示第170号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和5年2月17日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4 中局建(開)第46号 令和5年2月10日	伊予郡松前町大字筒井字北内開289番 1	伊予市下吾川2045番地 1 株式会社マミーハウス

○愛媛県告示第171号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一帆团送	4418	西予市野村町野村17号 7 番 1 地先		旧	メートル 65~80	キロメートル 0.085	
一般国道	441号	西予市野村町野村17号 7 番 1		新	37 D ~ 50 D	0 .085	

○愛媛県告示第172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
— 船	段 国 道		441号		西予市野村町雪	予村17号 7 ₹	₹ 1					令和 5 年 2 月17日

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

愛媛県県立学校校務支援システム構築及び運用・保守業務

(2) 委託業務名及び数量 愛媛県県立学校校務支援システム構築及び運用・保守業務

- (3) 委託業務の内容等 仕様書による。
- (4) 委託期間

契約締結の日から令和11年9月30日まで

(5) 委託業務の履行場所 仕様書による。

- (6) 入札方法
 - ア 入札に記載する入札金額は、月額を記載すること。 なお、詳細については入札説明書を参照すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する 資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録を している事業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の校務支援システム構築及び運用・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限

令和5年3月29日(水)午前10時まで

(3) 入札説明書の交付方法

令和5年2月17日(金)から3月3日(金)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所 令和5年3月29日(水)午前10時 愛媛県庁第一別館10階教育委員室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等(一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。ただし、郵送等による場合は、3月28日(火)午後5時15分までに必着のこと。

- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵送等によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(ア) 受付期間

令和5年2月17日(金)から3月3日(金)までの執務 時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基 づき提案内容を記載した資料を、次の期限までに提出するこ と。

- (ア) 受付期間
 - a 仕様書への対応状況に係る資料 令和5年2月17日(金)から3月10日(金)までの執 務時間中
 - b 提案内容に係る資料 令和5年2月17日(金)から3月16日(木)までの執 発時間中
- (イ) 受付場所 3の(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者及び入札者に求められる義務を 履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 亜

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) **その他** 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Design , Development , Operation and Maintenance of School Affairs Support System for Ehime Prefectural Schools , 1 Set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m., 29 March 2023 (tenders submitted by mail: 5:15 p m., 28 March 2023)
- (3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570 Japan TEL 089, 912, 2951

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。 令和5年2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

愛媛県県立学校グループウェア構築及び運用・保守業務

(2) 委託業務名及び数量 愛媛県県立学校グループウェア構築及び運用・保守業務 ー 式

- (3) 委託業務の内容等 仕様書による。
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和11年9月30日まで
- (5) 委託業務の履行場所 仕様書による。

- (6) 入札方法
 - ア 入札に記載する入札金額は、月額を記載すること。 なお、詳細については入札説明書を参照すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する 資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録を している事業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のグループウェア構築及び運用・保守業務 の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る 体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限 令和5年3月29日(水)午前10時まで

(3) 入札説明書の交付方法

令和5年2月17日(金)から3月3日(金)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所 令和5年3月29日(水)午前10時 愛媛県庁第一別館10階教育委員室
- (5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等(一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。ただし、郵送等による場合は、3月28日(火)午後5時15分までに必着のこと。

- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から
- 第137条までの規定による。 (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資

格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受ける こと。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出するこ と。郵送等によるものは受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(ア) 受付期間

令和5年2月17日(金)から3月3日(金)までの執務 時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

- イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基 づき提案内容を記載した資料を、次の期限までに提出するこ と。
 - (ア) 受付期間
 - a 仕様書への対応状況に係る資料 令和5年2月17日(金)から3月10日(金)までの執 務時間中
 - b 提案内容に係る資料令和5年2月17日(金)から3月16日(木)までの執 務時間中
 - (イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者及び入札者に求められる義務を 履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Design , Development , Operation and Maintenance of Groupware for Ehime Prefectural Schools , 1 Set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m., 29 March 2023 (tenders submitted by mail: 5:15 p m., 28 March 2023)
- (3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2951

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 令和5年2月17日 愛媛県知事の中の村の時の広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託

(2) 委託業務名及び数量

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所 松山市若草町7番地1(交通管制センター)ほか

(6) 入札方法

入札金額は、交通管制センター、サブセンター等設備保守業務に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備 保守業務の実績を有し、適切かつ確実に委託業務を履行できる 体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間 中でない者であること。
- (5) 申請書の受付期間中に競争入札参加申請書を提出した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県警察本部警務部会計課管財係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

令和5年3月30日(木)午前11時00分

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 令和5年3月30日(木)午前11時00分 愛媛県警察本部 地下1階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 提出期限:令和5年3月28日(火)午後5時15分

イ 提出場所: 3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入

札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Maintenance and up keep of Traffic Control Center and Sub center, 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 30 March, 2023
- (3) For further information, please contact: Finance Division, Police Administration Department, the Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan

TEL: 089 934 0110 (ex. 2273)

FAX: 089 943 2892

e mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

環境に係る苦情件数を数値目標として設定した。

監査公表

○公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年2月17日

愛媛県監査委員 髙 橋 正 浩 同 大 西 誠 同 兵 頭 竜 同 田 健 司

選定した特定の事件		指定管理者	指定管理者制度について(公の施設のあり方の検討を含む。)						
監査の結果に関する報告	提出年月日		令和 4 年 3 月23日						
監 査 対 象 柞	幾 関		経済労働部 産業支援局 産業創出課						
監査(D 結果		措 置 の 内 容						
数値目標としての経営目標の設定に 県は、指定管理者が「数値目標とし 理者と協議を行うべきです。	*		今年度、県と指定管理者である(公財)えひめ産業振興財団で協議のうえ、「令和4年度テクノプラザ愛媛の管理運営に関する事業計画書」において、施設利用件数及びインキュベート・ルーム等入居率の数値目標を設定した。						
経営目標の設定の協議について(テ 経営目標は、指定管理者の経営努力 趣旨を充足するために重要な指標です 部環境の変化とともに見直されるべき 県は、経営目標の選定理由を理解し 毎年度、指定管理者と協議を行うべき	を評価し、ひいては指定管 。また、経営目標は、外部 ものです。 、その妥当性について検討	R環境及び内	毎年度、県と指定管理者で協議のうえ、経営目標を設定することとした。						
監査対象	幾 関		土木部 河川港湾局 港湾海岸課						
監査(D 結果		措 置 の 内 容						
数値目標としての経営目標の設定に 県は、指定管理者が「数値目標とし 理者と協議を行うべきです。		今年度、県と指定管理者である松山観光港ターミナル(株)で協議のうえ、「令和4年度松山観光港ターミナルの管理に関する事業計画書」において、 故障、障害に起因する施設並びに設備の利用停止件数及び施設管理及び待合							

監査対象機関	土木部 道路都市局 都市整備課
監査の結果	措 置 の 内 容
数値目標としての経営目標の設定について(愛媛県総合運動公 県は、指定管理者が「数値目標としての経営目標」を定めるよ 理者と協議を行うべきです。	 今年度、県と指定管理者である(公財)愛媛県スポーツ振興事業団で協議のうえ、「令和4年度愛媛県総合運動公園の管理運営に関する事業計画書」において、利用者アンケートをもとにした満足度を数値目標として設定した。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財に指定する。 令和5年2月17日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
木造大通智勝如来坐像	今治市大三島町宮浦4035番地	今治市大三島町宮浦4035番地 東円坊	1 軀
木造如来形坐像(伝弥勒菩薩)	今治市大三島町宮浦4035番地	今治市大三島町宮浦4035番地 東円坊	1 軀
太刀 銘 助國作 金梨地菊桐紋蒔絵糸巻太刀拵	松山市丸之内73番地 1	松山市丸之内73番地 1 宗教法人東雲神社	2 🏻

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

教 育 機 関

愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年2月17日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会文書管理規程(平成30年愛媛県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公印の押印及び電子署名)	(公印の押印及び電子署名)
第35条 施行する <u>文書(</u> 県報に掲載するもの及び電子文書を <u>除</u>	第35条 施行する <u>文書には、</u> 県報に掲載するもの及び電子文書を <u>除</u>
く。)のうち、次に掲げるものには、愛媛県教育委員会公印規程	支
(昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号)の定めるところにより	(昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号)の定めるところにより
公印を	公印を押すとともに、決裁文書(電子決裁による決裁文書を除
押さなければならない。	く。)との間に契印を押さなければならない。ただし、軽易な文
	書については、この限りでない。
(1) 法令等の規定により公印の押印が必要とされる文書	
② 県又は相手方の権利義務に重大な影響を及ぼす文書	
③ 事実を証明するために公印の押印が必要とされる文書	
(4) 前3号に掲げるもののほか、主務課長が必要と認める文書	
2 施行する電子文書 (前項各号に掲げるものに限る。)には、別	2 施行する電子文書には、別
に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。	に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。 <u>ただ</u>

(文書の保存期間)

第51条 省略

- 2 省略
- ればならない。

し、軽易な電子文書については、この限りでない。

(文書の保存期間)

第51条 省略

- 2 省略
- 3 保存期間の種別が長期とされた文書の保存期間は、その利用 3 保存期間の種別が長期とされた文書の保存期間は、その利用 度、重要度、法令の<u>規定等</u>を考慮し、必要最小限の年数にしなけ 度、重要度、法令の<u>定め等</u>を考慮し、必要最小限の年数にしなけ ればならない。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

雑 報

〇公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。 令和5年2月17日

> 一般財団法人 消防試験研究センター 理事長 長谷川 彰 一

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試 験 日	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第1回	令和5年 6月25日(日)	書面申請 令和5年4月11日(火) ~4月21日(金) 電子申請 令和5年4月8日(土)9時 ~4月18日(火)17時	書面申請	書面申請 郵送 又は 持参 電子申請 インターネット利用

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区分	受験地	試験会場	試 験 の 種 類	試験開始時刻(集合時刻)
第1回 (R5.6.25)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし)】 午前10時又は午後2時半 (集合:午前9時半又は午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合:午前9時半)

(備考) 乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区分	受験地	試験会場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 (集合時刻)
	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合:午前 9 時半)
第1回	今治市	今治工業高等学校	同上	同上
(R5.6.25)	松山市	松山工業高等学校	同上	同上

八幡浜市 八幡浜工業高等学校	同上	同上
宇和島市 吉田高等学校	同上	同上

(備考)学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校<高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校>の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

(一財)消防試験研究センター愛媛県支部

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課

愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室

松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。 令和5年2月17日

一般財団法人 消防試験研究センター 理事長 長谷川 彰 一

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第1回	令和5年 8月6日(日) 試験開始時刻 午前10時 (集合:午前9 時半)	書面申請 令和5年6月19日(月) ~6月29日(木) 電子申請 令和5年6月16日(金)9時 ~6月26日(月)17時	書面申請	書面申請 郵送 又は 持参 電子申請 インターネット利用

2 受験地・試験会場及び試験種類

受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類
松山市	愛媛大学	甲種 : 特・ 1・2・3・4・5 類

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

(一財)消防試験研究センター愛媛県支部

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課

愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室

松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

令和 5 年 2 月17日 発行 97